

保健所における被虐待児の発見と予防の システム化に関する研究

(分担研究：被虐待児予防の保健指導に関する研究)

中村安秀¹⁾ 森田 博²⁾ 徳永雅子³⁾ 宮本ふみ⁴⁾

要約： わが国において被虐待児と最初にかかわる機関は、児童相談所などの福祉機関、病院、そして保健所であるといわれている。保健所における児童虐待対策にとって、最大のボトルネックの一つは、保健婦や医師などの専門家が虐待概念をもっていないために、時宜を得た適切な援助を行う機会を失っていることにあると思われる。

われわれは東京都内の保健所において、「子どもの虐待防止センター」に積極的に関わり虐待に対するセンサーをもった保健婦による児童虐待の現状調査を行った。その結果、保健所では、育児不安、産後のうつに始まり、虐待に対する親自身の危惧、アルコール中毒など虐待に移行する可能性の高いと思われるハイリスク群、そして虐待ケースといった幅広いスペクトラムをもった被虐待児およびその周辺群にかかわっていることが判明した。福生保健所では、1年間の被虐待児把握率は6歳未満児1000人あたり0.95であり、虐待及びその周辺の問題に広がると把握率は6歳未満児1000人あたり2.95にのぼった。

今後は、保健婦などの保健医療従事者に対する研修、健診などの場を利用した住民教育などを行う中で、被虐待児の発見と予防対策におけるoperational researchを実施する必要があると思われる。

見出し語： 児童虐待、虐待予防対策、保健所、保健婦

1. 研究目的

わが国において被虐待児と最初にかかわる機関は、児童相談所などの福祉機関、病院、そして保健所が多いといわれている¹⁾。保健

所における児童虐待対策にとって、最大のボトルネックの一つは、保健婦や医師などの専門家が虐待概念をもっていないために、時宜を得た適切な援助を行う機会を失っていることにあると思われる。

わが国では、大阪府などの一部の先進的な地域を除いて、多くの保健所では児童虐待に対する取り組みが遅れている。東京都においても1993年11月に東京都児童福祉審議会が「子育て支援のための新たな児童福祉・母子保健施策のあり方について」答申を行い、児童虐待に対する施策の速やかな充実を提言している。従来取り組みの遅れていた東京都に

- 1) 東京都母子保健サービスセンター
(Tokyo Metropolitan MCH Service Center)
- 2) 東京都児童相談センター
(Tokyo Child Guidance Center)
- 3) 東京都世田谷区玉川保健所
(Tamagawa Health Center)
- 4) 東京都福生保健所
(Fussa Health Center)

においても、被虐待児に対する行政的な取り組みがやっと開始されたといえよう。

われわれは、「子どもの虐待防止センター」に積極的に関わり虐待に対するセンサーをもった保健婦が勤務する東京都内の保健所において、従来の保健所活動の中における児童虐待の現状を調査し、問題点を明確にすることにより、今後の被虐待児の発見と予防のためのシステム作りに寄与することが出来ると考えた。

2. 研究方法

東京における被虐待児に対する最大の民間ボランティア団体である「子どもの虐待防止センター」に積極的にかかわっている2名の保健婦により、保健所における地域保健活動の中で出会った被虐待児に関して、発見の契機、家族背景、地域ネットワークとの関係、ケース支援上の留意点と問題点などに関してケーススタディを行った。徳永は1984年から5年間の世田谷区世田谷保健所、1989年から4年間の世田谷区玉川保健所での被虐待児とかかわった経験をまとめ、宮本は1993年の1年間の東京都福生保健所における母子管理カードを調査し、虐待及びその周辺の問題をまとめた。

3. 結果

(1)世田谷保健所および玉川保健所における被虐待児：

2カ所の保健所において9年間で10例の児童虐待ケースがあり、4例の育児不安ケースがあった(表1)。世田谷保健所ではアルコール相談クリニックが開設されており、このに来所するアルコール家族に虐待の問題がかなりあったはずだが、当時は虐待に対する十分なコンセプトが出来ていなかったために気づかれなかった被虐待児がいるものと思われた。虐待の発見の契機としては電話相談が多かったが、最近では新生児訪問や乳児健診にお

いて「調子が悪いと子どもの顔がみたくない」「子どもが泣くのは自分のせい」などというちょっとした母の言動から、虐待への危機を感じとり家庭訪問などのサポート活動を始めるようになった。

必要に応じて、福祉事務所や児童相談所との連携を行っている。また、最近では、子どもの虐待防止センターから紹介を受けて保健所にくるケース、また、保健婦の継続的な訪問を受けつつ虐待防止センターの電話相談を利用しているケースなど民間団体との有機的な連携が強化されてきている。

(2)福生保健所における被虐待児：

東京都福生保健所は管内人口14万4千人であり、10名の保健婦で2市1町を管轄している。被虐待児およびその周辺群の子どもに関して、1991年度の母子管理カードを基に、発見の契機、家族背景、地域ネットワークとの関係、ケース支援上の留意点と問題点などに関してケーススタディを行った。

その結果、被虐待児とその周辺群の乳幼児31例が見出された。内訳は、①育児不安および産後のうつ(8例)、②虐待に対する親自身の危惧(5例)、③アルコール中毒など虐待に移行する可能性の高いハイリスク群(5例)、④不自然な骨折などの生育歴をもつ虐待の疑い(3例)、⑤被虐待児ケース(10例)であった(表2)。

また、発見の契機としては、電話相談が8例、保健所の発達相談や心理相談が9例と両者で過半数を占め、その他には母子相談員、病院、保育所、社会福祉協議会などの関係諸機関からの連絡により発見されたケースも見られた。

保健所における1年間の被虐待児の把握率は6歳未満児1000人あたり0.95であり、虐待及びその周辺の問題を含むと把握率は6歳未満児1000人あたり2.95にのぼった。

4. 考察

東京都内の保健所において、「子どもの虐待防止センター」に積極的に関わり虐待に対するセンサーをもった保健婦による児童虐待の現状調査を行った結果、保健所では、育児不安、産後のうつに始まり、虐待に対する親自身の危惧、アルコール中毒など虐待に移行する可能性の高いと思われるハイリスク群、そして虐待ケースといった幅広いスペクトラムをもった被虐待児およびその周辺群にかかわっていることが判明した。また、福生保健所では、1年間の被虐待児把握率は6歳未満児1000人あたり0.95であり、虐待及びその周辺の問題に広げると把握率は6歳未満児1000人あたり2.95にのぼった。この把握率を日本全体に敷衍すると、約7千人の被虐待児、約2万2千人の虐待および周辺群の乳幼児が存在すると推定される。

東京都のようにまだ被虐待児の発見と予防に対する取り組みが十分に浸透していない地域においては、次のような種々の問題点が存在することが今回の予備調査から明らかになった。

①親に対する適切なメッセージの不足（一般市民に対する虐待の啓蒙、親に対する相談機関の周知など）

②虐待に対する気づきの遅れ（保健婦や医師、心理士などに対する研修の不足）

③電話相談が軽視されている（電話カウンセリング技術の向上）

④被虐待児援助の地域ネットワークシステムは狭いレベルと広域レベルの2種類が必要（直接被虐待児に対応する実務者レベルのネットワーク、やや広域でシステムや対策を協議する機関レベルの地域ネットワーク）

⑤保健医療福祉にわたる統合的な被虐待児の発見と予防対策システム（効果的なシステム作りのために、operational researchが必要）

参考文献：

- 1)大阪府児童虐待対策検討会議：被虐待児の早期発見と援助のためのマニュアル、1990
- 2)津崎哲郎：子どもの虐待。朱鷺書房、大阪、1992

Abstract:

Child Abuse Control System in Public Health Center

The preliminary study for child abuse in two public health centers showed that there is a broad spectrum of child abuse cases in health centers; 1)child-rearing anxiety of mothers 2)in fear of abusing children 3)high-risk group (alcoholism, psychiatric diseases) 4)history of child abuse 5)child abuse. The detection rate of child abuse was 0.95 per 1000 population under 6 years of age. The study also showed that an operational research is essential for establishing the child abuse control system for the detection and prevention of child abuse cases through community network.

表 1 世田谷保健所および玉川保健所における
被虐待児ケーススタディ

分類	番号	見年齢・性	虐待者	気付きの契機	関係機関	親の主訴	備考
育児不安や産後うつ	1	4カ月・女	母 24歳	乳児健診	精神科・精神相談	時には子供の顔を見たくない	抗うつ剤服用
	2	3歳・男	母 26歳	歯科健診	なし	叩く、髪を引っ張る	児に多動傾向
	3	1カ月・女	母 26歳	新生児訪問	新生児訪問指導員	育児に対する不安が強い	フォロワー中
	4	6歳・女	母 30歳	電話相談	教育相談室	子育てに対する強迫感が強い	児は体操教室等
	5	1カ月・女	母 33歳	新生児訪問	新生児訪問指導員	育児できないのは自分が悪い	フォロワー中
身体的虐待	6	15歳・女	父	酒害相談	精神科	飲酒して暴力、木刀で殴る	児は精神病入院
	7	1歳・男	母 21歳	乳児健診	精神科・保育所	骨折、火傷、カミソリの傷	0歳の妹も虐待
	8	3歳・女	母	近隣の住民	虐待防止センター	母の罵声と子供の泣き声	接触できず
	9	3歳・男	養父	乳児健診	福祉事務所	抱いて上から落とすなど	児に発達遅滞
ネグレクト	10	1歳・男	父	電話相談	なし	熱い風呂、雪の中などに出す	母の不安大きい
	11	22歳・男	父	福祉事務所	福祉事務所	小5より緘黙、中1登校拒否	大人の虐待児
	12	5カ月・男	母	乳児訪問	精神科・福祉事務所	子供の面倒が見れない	母精神科受診
	13	4歳・男	母	児童相談所	精神科・児童相談所	部屋に閉じ込め食事を与えず	母精神分裂病
14	2歳・男	母	東京都衛生局	小児病院・衛生局	発育不良、やせ	児は非嫡出児	

表 2 福生保健所における被虐待児ケーススタディ

分類	番号	見年齢	性別	虐待者	気付きの契機	関係機関	親の主訴	備考
育児不安 産後うつ	1	3カ	女	母	電話相談	精神科	親子で親にならな	母親短短期入院院心
	2	2カ	女	母	電話相談	精神科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	3	1カ	女	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	4	2カ	女	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	5	2カ	女	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	6	2カ	女	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	7	4カ	女	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	8	1歳	女	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
虐待に対する 親自身の 危険	9	2歳	女	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	10	3歳	女	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	11	4歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	12	3歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	13	4歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
虐待に対する 移行性の 高いリスク	14	3歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	15	1歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	16	1歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	17	1歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	18	1歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	19	3歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	20	3歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	21	5歳	女	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
虐待を疑わ せる生 育歴	22	3歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	23	3歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	24	2歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
身体的虐待	25	5歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	26	10歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	27	2歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	28	2歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	29	4歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	30	3歳	女	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	31	4歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
ネグレクト 心理的虐待	22	3歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	23	3歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	24	2歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	25	5歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	26	10歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	27	2歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	28	2歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	29	4歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	30	3歳	女	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心
	31	4歳	男	母	電話相談	保健科	子が育て不安	母親短短期入院院心



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:わが国において被虐待児と最初にかかわる機関は、児童相談所などの福祉機関、病院、そして保健所であるといわれている。保健所における児童虐待対策にとって、最大のボトルネックの一つは、保健婦や医師などの専門家が虐待概念をもっていないために、時宜を得た適切な援助を行う機会を失っていることにあると思われる。

われわれは東京都内の保健所において、「子どもの虐待防止センター」に積極的に関わり虐待に対するセンサーをもった保健婦による児童虐待の現状調査を行った。その結果、保健所では、育児不安、産後のうつに始まり、虐待に対する親自身の危惧、アルコール中毒など虐待に移行する可能性の高いと思われるハイリスク群、そして虐待ケースといった幅広いスペクトラムをもった被虐待児およびその周辺群にかかわっていることが判明した。福生保健所では、1年間の被虐待児把握率は6歳未満児1000人あたり0.95であり、虐待及びその周辺の問題に広げると把握率は6歳未満児1000人あたり2.95にのぼった。今後は、保健婦などの保健医療従事者に対する研修、健診などの場を利用した住民教育などを行う中で、被虐待児の発見と予防対策における operational research を実施する必要があると思われた。